

葬祭組合告示第6号

令和5年7月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会臨時会を次のとおり招集する。

令和5年6月19日

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合
管 理 者 小 坂 泰 久

1. 日 時 令和5年7月18日（火）午前10時00分
2. 場 所 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合会議室（2階）
3. 付議事件
 - （1）専決処分の承認を求めることについて（佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について）
 - （2）専決処分の承認を求めることについて（佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について）

令和5年7月

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会臨時会会議録

○招集日時

令和5年7月18日（火曜日）午前10時00分

○招集場所

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 会議室（2階）

○出席議員（8名）

1番	木崎俊行	佐倉市議会選出
2番	鍋田達子	佐倉市議会選出
3番	敷根文裕（議長）	佐倉市議会選出
4番	田中徳彦	四街道市議会選出
5番	坂本弘毅	四街道市議会選出
6番	石山健作	四街道市議会選出
7番	金塚学（副議長）	酒々井町議会選出
8番	大石法子	酒々井町議会選出

○欠席議員（なし）

○執行部

管理者	小坂泰久	酒々井町長
副管理者	西田三十五	佐倉市長
副管理者	鈴木陽介	四街道市長

○議案説明のための出席者職氏名

事務局長	小川淳一
事務局主幹	織田勝広
事務局副主幹	相京夕起夫
総務班長	室岡秀樹

会計管理者	赤津武彦	酒々井町会計管理者
-------	------	-----------

○議会事務局出席職員

事務局主査補	馬場樹里
--------	------

○連絡員

総務班主査補 中 村 忍

○会期

令和5年7月18日（火曜日） 1日

○議事日程

令和5年7月18日（火曜日）午前10時00分開議

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 議長の選挙
- 日程第3 議席の指定
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 副議長の選挙
- 日程第6 会議録署名議員の指名
- 日程第7 会期の決定
- 日程第8 議案の上程、質疑、討論、採決

○議案

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合職員の
育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について）

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎開会の宣告

午前10時13分 開会

- 臨時議長（石山健作） それでは、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合令和5年7月議会臨時会を開会いたします。

地方自治法第292条の規定により準用する同法第107条の規定によりまして、四街道市選出の石山、私が臨時に議長の職務を行います。

ただいまの出席議員は8名であります。よって、令和5年7月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会臨時会は成立いたしました。

これより臨時会を開会いたします。

◎仮議席の指定

- 臨時議長（石山健作） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

◎議長の選挙

- 臨時議長（石山健作） 日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第292条の規定により準用する同法第118条第2項の規定により、指名推選にて行いたいと思います。これに対してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 臨時議長（石山健作） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選の方法とすることに決しました。

それでは、どなたかご指名がございましたらお願いしたいと思います。

- 5番（坂本弘毅） 議長。

- 臨時議長（石山健作） 坂本議員。

- 5番（坂本弘毅） 佐倉市選出の敷根議員にお願いをいたします。

- 臨時議長（石山健作） ただいま坂本議員から議長に敷根文裕議員をお願いしたいとのご発言がありました。

お諮りいたします。佐倉市選出の敷根文裕議員を議長に指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 臨時議長（石山健作） ご異議なしと認めます。

よって、敷根文裕議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選された敷根文裕議員が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

敷根議長、議長席へお願いいたします。

これで私の議長を交代させていただきます。どうもありがとうございました。

〔臨時議長、議長と交代〕

○議長（敷根文裕） 皆様、改めまして、佐倉市選出の市議会議員、敷根文裕でございます。ただいま議員の皆様のご推挙をいただきまして葬祭組合の議長を務めさせていただくことになりました。本議会が公正かつ円滑に進みますよう全力で取り組んでまいる所存でございます。皆様のご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、これから議事に入ります。

◎議席の指定

○議長（敷根文裕） 日程第3、議席の指定を行います。

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会会議規則第4条第2項の規定により、議席は議長において指定いたします。木崎俊行議員の議席は1番、鍋田達子議員の議席は2番、金塚学議員の議席は7番、大石法子議員の議席は8番、そして、私、敷根文裕の議席は3番に指定いたします。

◎諸般の報告

○議長（敷根文裕） 日程第4、諸般の報告を行います。

初めに、今回佐倉市及び酒々井町から新たに5名の議員が選出されましたので、ご報告いたします。佐倉市からは、木崎俊行議員、鍋田達子議員、そして、私、敷根が選出されました。酒々井町からは、金塚学議員、大石法子議員が選出されました。

次に、監査委員より、例月出納検査の結果報告がありました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

◎副議長の選挙

○議長（敷根文裕） 日程第5、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第292条の規定により準用する同法第118条の第2項の規定により、指名推選にて行いたいと思っております。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（敷根文裕） ありがとうございます。異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。副議長の指名推選について、議長において指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（敷根文裕） 異議なしと認めます。

よって、副議長は議長が指名することに決しました。

私から、副議長に金塚学議員を指名いたします。

お諮りいたします。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（敷根文裕） ありがとうございます。異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました金塚学議員が副議長に当選されました。金塚学議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、本席から告知をいたします。

それでは、金塚議員より副議長当選のご挨拶をお願いいたします。

○7番（金塚 学） 酒々井町選出の金塚学でございます。議長を支え、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会が円滑に進行しますように務めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（敷根文裕） ありがとうございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（敷根文裕） 次に、日程第6、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第81条の規定により、議席番号1番、木崎俊行議員及び議席番号4番、田中徳彦議員の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（敷根文裕） 日程第7、会期の決定をいたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、会議規則第5条第1項の規定により本日1日といたします。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（敷根文裕） ありがとうございます。異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎議案の上程

○議長（敷根文裕） 日程第8、議案を上程いたします。

本日は、議案は2件でございます。

それでは、上程されている議案について一括して管理者に提案理由の説明を求めます。

○管理者（小坂泰久） 議長。

○議長（敷根文裕） 小坂管理者。

○管理者（小坂泰久） 本日ここに令和5年7月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多忙中にもかかわらずご出席を賜りまして、心からお礼を申し上げます。

このたび組合議会議員の改選に伴いまして、佐倉市議会より木崎俊行議員、鍋田達子議員、敷根文裕議員、酒々井町議会より金塚学議員、大石法子議員が選出されました。

また、ただいま議員各位のご推挙によりまして議会議長に敷根文裕議員、議会副議長に金塚学議員がご就任されました。心からお祝いを申し上げますとともに、組合行政の充実のために一層のご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

では、ただいまから本臨時会に提案いたしました議案2件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により令和5年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

内容は、一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例による一般職職員の給与に関する条例の改正等を踏まえ、育児短時間勤務職員等に対し給与条例の規定を適用するために必要となる読替規定の整理等を行おうとするものでございます。

議案第2号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により令和5年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

内容は、千葉県人事委員会勧告に準拠し、55歳以上の一般職職員の定期昇給に係る経過措置を廃止しようとするものであります。

以上、概要について申し上げます。何とぞご審議の上、ご採択くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（敷根文裕） 続いて、事務局長から議案の補足説明を求めます。

○事務局長（小川淳一） 議長。

○議長（敷根文裕） 事務局長。

○事務局長（小川淳一） それでは、議案につきまして補足説明をさせていただきます。

議案第1号は、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につきましてご承認をいたごうとするものでございます。議案資料の赤いインデックス、資料第1号を御覧ください。今回の制定は、読替規定の整理を行ったものでございます。改正の具体的な内容としましては、育児短時間勤務職員の業務を代替するために、任期を限って採用される短時間勤務職員の時間外勤務手当の支給に関する規定、また給与月額が7割水準となる60歳を超える職員が育児短時間勤務職員となった場合における給与の額について、一般職職員の給与に関する条例の規定を読み替えるものでございます。そのほか引用先の条文が改正されたことから整理するものでございます。構成市町では既に改正済みとなっております。

次に、議案第2号は、一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして承認をいたごうとするものでございます。赤いインデックス資料、第2号を御覧ください。内容につきましては、千葉県人事委員会勧告に準拠し、55歳以上の一般職職員の定期昇給に係る経過措置を定年引上げの実施時期を踏まえ廃止するもので、令和5年4月1日から施行しているものでございます。構成市町の動向としましては、佐倉市では令和5年2月に上程可決済みでございます。四街道市と酒々井町につきましては、既に廃止しており該当はありません。

議案の補足説明につきましては、以上です。

○議長（敷根文裕） よろしいですか。はい。

◎質疑、討論、採決

○議長（敷根文裕） これより1議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

質疑に関しまして、再質問は2回までとさせていただきます。

それでは、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

議案第1号について質疑はございませんか。

議席1番、木崎議員。

- 1番（木崎俊行） 議席1番、木崎です。議案第1号での育児短時間勤務を行っている、現在取得している職員というのはいらっしゃるのでしょうか。
- 事務局長（小川淳一） 議長。
- 議長（敷根文裕） 事務局長。
- 事務局長（小川淳一） 現在はおりません。
- 1番（木崎俊行） 議長。
- 議長（敷根文裕） 1番、木崎議員。
- 1番（木崎俊行） いらっしゃいませんか。今後取得を予定しているというような方はいらっしゃいますでしょうか。
- 事務局長（小川淳一） 議長。
- 議長（敷根文裕） 事務局長。
- 事務局長（小川淳一） 今のところ予定している方はいません。
- 1番（木崎俊行） はい、分かりました。
- 議長（敷根文裕） それでは、ほかに質疑はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（敷根文裕） なければ、これで質疑を終わります。
続いて、討論を行います。討論はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（敷根文裕） 討論なしと認めます。
これより議案第1号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。
〔挙手全員〕
- 議長（敷根文裕） 挙手全員であります。
よって、議案第1号は原案どおり可決されました。
続きまして、議案第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。
議案第2号について質疑はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（敷根文裕） 質疑なしと認めます。
続いて、討論を行います。討論はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（敷根文裕） 討論なしと認めます。
これより議案第2号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
〔挙手全員〕
- 議長（敷根文裕） 挙手全員であります。
よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（敷根文裕） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これにて令和5年7月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会臨時会を閉会いたします。

午前10時28分 閉会

以上のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

臨時議長 石 山 健 作

議 長 敷 根 文 裕

議 員 木 崎 俊 行

議 員 田 中 徳 彦